

# 兵庫県多面的機能発揮推進協議会事務処理専決事項

平成27年3月23日制定  
令和6年 3月22日改定

兵庫県多面的機能発揮推進協議会文書取扱規程第14条に規定する文書の専決処理ができる事項は、次のとおりとする。

(事務局長の専決事項)

- 1 事務局長の専決事項は、別表の事務局長専決事項の欄に掲げるとおりとする。

## 附 則

この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 6年 3月22日から施行する。

別表

事務局長専決事項

- 1 幹事会を招集すること。
- 2 事業計画、収支予算、その他の幹事会で協議を必要とする議案等を幹事会へ提案すること。
- 3 事務処理に係る要領等を制定すること。
- 4 地域協議会の承認について兵庫県知事へ申請すること。
- 5 推進協議会の支出を決定すること。
- 6 地域協議会推進事業計画を兵庫県知事へ申請すること。
- 7 地域協議会推進交付金の交付を兵庫県知事へ申請すること。
- 8 地域協議会推進事業報告を兵庫県知事へ報告すること。
- 9 地域協議会推進交付金の実績報告書を兵庫県知事へ報告すること。
- 10 収入決定及び支出決定に従って出納事務を実施すること。